

第百二十六回 参議院議院運営委員会會議録第十五号

平成五年四月二十八日(水曜日)
午前九時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田 勲男君
理事 石井 一二君
中曾根弘文君
西田 吉宏君
小川 仁一君
志苦 裕君
中川 嘉美君
足立 良平君
橋本 敦君
高井 和伸君

委員

泉 信也君
岡 利定君
河本 英典君
釘宮 馨君
佐藤 泰三君
宮澤 弘君
山崎 正昭君
一井 淳治君
栗原 君子君
竹村 泰子君
三上 隆雄君
峰崎 直樹君
風間 昶君
統 訓弘君
原 文兵衛君
赤桐 操君

事務局側

議長 長 原 文兵衛君
副議長 長 赤桐 操君
事務局長 戸張 正雄君

事務次長 黒澤 隆雄君
議事部長 堀川 久士君
委員部長 鈴木 重夫君
記録部長 貝田 泰雄君
警務部長 有馬 道夫君
庶務部長 吉岡 恒男君
管理部長 島原 勉君
渉外部長 川島 純君

本日の会議に付した案件

○特別委員会に関する件

○本会議における國務大臣の報告及びこれに対する質疑に関する件

○国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部改正に関する件

○国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程の制定に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(前田勲男君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、特別委員会に関する件を議題といたします。

選挙制度に関する特別委員会の目的、名称、委員数及び各会派に対する割り当て数の変更についてお諮りいたします。

本件につきましては、その名称を「政治改革に関する特別委員会」とし、その目的、委員数等をお手元の資料のとおり改めることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(前田勲男君) 次に、本会議における國務大臣の報告及びこれに対する質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、本日の本会議において、「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」等について河野内閣官房長官から報告を聴取するとともに、これに対し、自由民主党一人二十分、日本社会党・護憲民主連合一人二十分、公明党・国民会議・民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党及び民主改革連合のおの一人十分の質疑を順次行うことに意見が一致いたしました。

理事会申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田勲男君) 次に、国会法の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(戸張正雄君) 御説明申し上げます。

まず、国会法の一部を改正する法律案であります。これは、国会議員の職務の遂行を補佐する秘書二人に加え、新たに主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができるとするほか、所要の規定の整備を行うものとします。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、国会法の一部改正により新たに付することができることとなる秘書の給料月額、採用の要件等について定めようとするものであります。

なお、国会法改正は、公布の日から、秘書給与法改正は、採用の要件等に関する規定を除き、平成六年一月一日から、それぞれ施行することとしたしております。

以上でございます。

○委員長(前田勲男君) これより採決を行います。

まず、国会法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田勲男君) 次に、国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部改正に関する件及び国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程の制定に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(戸張正雄君) 御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程案であります。これは、国会法の一部改正により新たに付することができることとなる秘書の給料の格付基準等について具体的に定めるものであります。

次に、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程案であります。これは、ただいま可決されました秘書給与法の一部改正において両議院議長が協議して定めることとなる政策担当秘書の資格試験に関する事項、選考採用審査認定に関する事項、研修に関する事項、その他当該秘書の採用に關し必要な事項について定めようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(前田勲男君) ただいま説明の両件につきまして、事務総長説明のとおり改正及び制定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田勲男君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(戸張正雄君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、大島慶久君、櫻井規順君、永野茂門君、谷畑孝君、西岡瑠璃子君、三重野栄子君、森嶋子君、中西珠子君、広中和歌子君及び江本孟紀君申し出の請願の件について異議の有無をもってお諮りいたします。

次に、特別委員会の目的、名称及び委員数変更の件でございます。さきに設置されました選挙制度に関する特別委員会の目的及び名称を改め、委員数を増加して政治改革に関する特別委員会とすることを起立採決をもってお諮りいたします。変更することに決しますと、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり、増加される同特別委員

員を指名されます。

次いで、日程第一 国務大臣の報告に関する件でございます。モザンビーク国際平和協力業務実施計画等について河野国務大臣から報告があり、これに対し、岡野裕君、喜岡淳君、荒木清寛君、吉田之久君、林紀子君、磯村修君の順にそれぞれ質疑を行います。

次に、日程第二及び第三を一括して議題とした後、内閣委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第四及び第五を一括して議題とした後、地方行政委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第六及び第七を一括して議題とした後、大蔵委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、ただいま本委員会を議了いたしました国会法の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を緊急上程いたします。まず、両案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二時間五十十分の見込みでございます。

○委員長(前田勲男君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時四十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕
参議院議員の選挙権

氏名	年齢	選挙区	所属党派	選挙権
山内 正	35	山内 正	山内 正	山内 正
山内 正	14	山内 正	山内 正	山内 正
山内 正	10	山内 正	山内 正	山内 正
山内 正	8	山内 正	山内 正	山内 正
山内 正	2	山内 正	山内 正	山内 正
山内 正	2	山内 正	山内 正	山内 正
山内 正	2	山内 正	山内 正	山内 正
山内 正	1	山内 正	山内 正	山内 正
山内 正	1	山内 正	山内 正	山内 正

一 国会法の一部を改正する法律案要綱
議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書の新設

議員の職務の遂行を補佐する秘書二人のほか、新たに主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができるとすること(第百三十二条及び第百三十二条の二関係)。

二 文書通信交通滞在費に関する規定の整備

国会法の一部を改正する法律案新旧対照表

改正案

現行

(傍線部分は改正部分)

第一条から第三十七条まで 略

第三十八条 議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、別に定めるところにより手当を受ける。

第三十九条から第百二十九条まで 略

第十七章 国立国会図書館、法制局、議員秘書及び議員会館

第百三十条から第百三十一条まで 略

第百三十二条 各議員に、その職務の遂行を補佐する秘書二人を付する。

前項に定めるもののほか、主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができる。

第百三十二条の二 議員の職務の遂行の便に供するため、議員会館を設け、各議員に事務室を提供する。

第一条から第三十七条まで 略

第三十八条 議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手当を受ける。

第三十九条から第百二十九条まで 略

第十七章 国立国会図書館、法制局及び議員会館

第百三十条から第百三十一条まで 略

第百三十二条 議員の職務の遂行の便に供するため、各議員に二人の秘書を付し、及び議員会館を設け事務室を提供する。

第百三十三条以下 略

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。
第五十条第十項に後段として次のように加える。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第九條第二項の規定は、この場合について準用する。
第十六條第九項に後段として次のように加える。
第五條第十項後段の規定は、この場合について準用する。

第百三十三条以下 略

- 1 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱
国会法第百三十二條第二項に規定する議員秘書の給料月額
国会法第百三十二條第二項に規定する議員秘書は、給料月額として、別表第一による額を受けることとする（第三條第二項関係）。
- 2 1 の試験に関する事項その他上の議員秘書の採用に必要事項は、両議院の議長が協議して定めるものとする（第二十一條第二項関係）。
- 3 その他
その他所要の規定の整備を行うものとする。
- 4 施行期日
この法律は、平成六年一月一日から施行すること。ただし、第一條の改正規定及び第二十一條を第二十二條とし、第二十條の次に一を加える改正規定は、公布の日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（趣旨） 第一條 この法律は、国会議員の秘書（以下「議員秘書」という。）の受ける給与、公務又は通勤による災害補償及び退職手当等について定めるものとする。	（趣旨） 第一條 この法律は、国会議員の秘書（以下「議員秘書」という。）の受ける給与、公務又は通勤による災害補償及び退職手当等について定めるものとする。

いて定めるものとする。

て定めるものとする。

第二條 略

第二條 略

（給料）

（給料）

第三條 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百三十二條第一項に規定する議員秘書は、給料月額として、国会議員の申出により、その一人は別表第一による額を、他の一人は別表第二による額を受ける。

第三條 議員秘書は、給料月額として、国会議員の申出により、その一人は別表第一による額を、他の一人は別表第二による額を受ける。

2 国会法第百三十二條第二項に規定する議員秘書は、給料月額として、別表第一による額を受ける。

2 別表第一及び別表第二（以下「給料表」という。）の給料の級及び号給の別は、議員秘書の在職期間及び年齢によるものとし、その基準は、両議院の議長が協議して定める。

3 別表第一及び別表第二（以下「給料表」という。）の給料の級及び号給の別は、議員秘書の在職期間及び年齢によるものとし、その基準は、両議院の議長が協議して定める。

2 別表第一及び別表第二（以下「給料表」という。）の給料の級及び号給の別は、議員秘書の在職期間及び年齢によるものとし、その基準は、両議院の議長が協議して定める。

（給料の級及び号給に係る在職期間）

（給料の級及び号給に係る在職期間）

第四條 前条第三項に規定する在職期間は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間とを合算した期間に第三号に掲げる期間を加算した期間とする。

第四條 前条第二項に規定する在職期間は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間とを合算した期間に第三号に掲げる期間を加算した期間とする。

以下 略

以下 略

（採用された場合の給料の級及び号給）

（採用された場合の給料の級及び号給）

第五條 議員秘書に採用された場合のその者の受ける給料の級及び号給は、その者の第三條第三項に規定する在職期間及び年齢に応じて同項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給とする。

第五條 議員秘書に採用された場合のその者の受ける給料の級及び号給は、その者の第三條第二項に規定する在職期間及び年齢に応じて同項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給とする。

第六條 略

第六條 略

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第三項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第六條 略

第六條 略

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第三項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第六條 略

第六條 略

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第三項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第六條 略

第六條 略

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第三項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第六條 略

第六條 略

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第三項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第六條 略

第六條 略

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第三項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第六條 略

第六條 略

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第三項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第六條 略

第六條 略

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

（昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給）

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第三項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

第七條 前二條及び次條の規定により給料の級及び号給が決まった者が同条の規定により昇給するまでの間に第三條第二項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。

(昇給)

第八條 議員秘書が現に受けている給料の級及び号給を受けるに至った日の属する月から三十六月(両議院の議長が協議して定める場合は、二十四月)を経過したときは、その者の第三條第三項に規定する在職期間及び年齢に応じて、同項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給に昇給する。ただし、議員秘書が年齢五十八歳に達している場合(この項本文の規定により昇給することとなる月が当該年齢に達する日の属する月と同一の場合を除く)は、この限りでない。

以下 略

第九條から第二十條まで 略

(資格試験等)

第二十一條 国会法第二百二十二條第二項に規定する議員秘書は、試験等により当該議員秘書に必要な知識及び能力を有すると判定された者のうちから採用するものとする。

2 前項の試験に関する事項その他同項の議員秘書の採用に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第二十二條 略

附 則

1 略 (国会議員の事務補助員として在職した期間)

2 国会法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十七号)による改正前の国会法第二百二十二條の規定による国会議員の事務補助員として在職した期間は、新法第四條第一項第一号に掲げる期間とみなして、同条の規定を適用する。

3 12 略

(給料月額の特例)

13 一般職公務員に一般職給与法第十一条の

(昇給)

第八條 議員秘書が現に受けている給料の級及び号給を受けるに至った日の属する月から三十六月(両議院の議長が協議して定める場合は、二十四月)を経過したときは、その者の第三條第二項に規定する在職期間及び年齢に応じて、同項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給に昇給する。ただし、議員秘書が年齢五十八歳に達している場合(この項本文の規定により昇給することとなる月が当該年齢に達する日の属する月と同一の場合を除く)は、この限りでない。

以下 略

第九條から第二十條まで 略

第二十一條 略

附 則

1 略 (国会議員の事務補助員として在職した期間)

2 国会法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十七号)による改正前の国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第二百三十二條の規定による国会議員の事務補助員として在職した期間は、新法第四條第一項第一号に掲げる期間とみなして、同条の規定を適用する。

3 12 略

(給料月額の特例)

13 一般職公務員に一般職給与法第十一条の

三に規定する調整手当が支給される間は、新法第三條第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額の百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、「別表第二による額」とあるのは「別表第二による額とその額の百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、同条第二項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額の百分の十二を乗じて得た額との合計額」とする。

14 以下 略

別表第一 (第三條関係)

級	号給	給料月額
一	一	三四七、三〇〇円
二	二	三六七、三〇〇円
二	一	四二六、五〇〇円
	二	四三七、七〇〇円
	三	四四八、八〇〇円
	四	四五九、九〇〇円
	五	四七一、一〇〇円
	六	四八二、二〇〇円
	七	四九三、三〇〇円
	八	五〇〇、七〇〇円
	九	五〇八、一〇〇円
三	一	五二八、三〇〇円
	二	五四〇、五〇〇円
	三	五四八、六〇〇円
	四	五五六、七〇〇円

別表第二 (第三條関係) 略

附 則

この法律は、平成六年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第二十一条を第二十二條とし、第二十条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

三に規定する調整手当が支給される間は、新法第三條第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額の百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、「別表第二による額」とあるのは「別表第二による額とその額の百分の十二を乗じて得た額との合計額」とする。

14 以下 略

別表第一 (第三條関係)

級	号給	給料月額
一	一	三四七、三〇〇円
二	二	三六七、三〇〇円
二	一	四二六、五〇〇円
	二	四三七、七〇〇円
	三	四四八、八〇〇円
	四	四五九、九〇〇円
	五	四七一、一〇〇円
	六	四八二、二〇〇円
	七	四九三、三〇〇円
	八	五〇〇、七〇〇円
三	一	五二八、三〇〇円
	二	五四〇、五〇〇円
	三	五四八、六〇〇円
	四	五五六、七〇〇円

別表第二 (第三條関係) 略

国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程案要綱

一 法第三條第二項に規定する議員秘書に係る法別表第一の基準の制定

国会議員の秘書の給与等に関する法律（以下「法」という。）第三條第二項に規定する議員秘書に係る法別表第一の基準は、次に掲げる在職期間及び年齢の区分に応じ、次に掲げる級及び号給とすること（第一條第二項関係）。

- 1 三年以上未満 一級二号給
- 2 三年以上五年未満 二級一号給
- 3 五年以上八年未満 二級二号給
- 4 八年以上十一年未満 二級三号給
- 5 十一年以上十四年未満 二級四号給
- 6 十四年以上十七年未満 二級五号給
- 7 十七年以上二十年未満 二級六号給
- 8 二十年以上二十三年未満 二級七号給
- 9 二十三年以上二十五年未満 二級八号給
- 10 二十五年以上 二級九号給

四 施行期日
この規程は、平成六年一月一日から施行するものとすること。ただし、第四條の改正規定は、

平成 年 月 日から施行するものとすること。

国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程（平成二年六月二十日両院議長協議決定の一部を次のように改正する。）

第一條第一項中「第三條第二項」を「第三條第三項」に、「定める」を「定める同条第一項に規定する議員秘書に係る」に、「同項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第三條第二項」を「第三條第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三條第三項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める同条第二項に規定する議員秘書に係る法別表第一の基準は、次の各号に掲げる在職期間及び年齢の区分に応じ、当該各号に掲げる級及び号給とする。

- 一 三年以上未満 一級二号給
- 二 三年以上五年未満 二級一号給
- 三 五年以上八年未満 二級二号給
- 四 八年以上十一年未満 二級三号給
- 五 十一年以上十四年未満 二級四号給
- 六 十四年以上十七年未満 二級五号給
- 七 十七年以上二十年未満 二級六号給
- 八 二十年以上二十三年未満 二級七号給
- 九 二十三年以上二十五年未満 二級八号給
- 十 二十五年以上 二級九号給

第二條第一号中「三級二号給」の下に「法第三條第一項に規定する議員秘書が受けている場合に限り」とを加え、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法別表第一の一級二号給、二級八号給及び三級三号給（法第三條第二項に規定する議員秘書が受けている場合に限り。）

第三條中「第一條第一項及び第二項」を「第一條第一項から第三項まで」に改め、「決まった議員秘書の下に」並びに法別表第一の一級二号給に決まった法第三條第二項に規定する議員秘書を加える。

第四條第二項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、法第十四條第四項、国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程案新旧対照表

改正案	現行
(給料の級及び号給の基準) 第一條 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号。以下「法」という。）第三條第三項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める同条第一項に規定する議員秘書に係る法別表第一の基準は、次の各号に掲げる在職期間及び年齢の区分に応じ、当該各号に掲げる級及び号給とする。	(給料の級及び号給の基準) 第一條 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号。以下「法」という。）第三條第二項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法別表第一の基準は、次の各号に掲げる同項に規定する在職期間（以下「在職期間」という。）及び年齢の区分に応じ、当該各号に掲げる級及び号給とする。
以下 略	以下 略
2) 法第三條第三項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める同条第二項に規定する議員秘書に係る法別表第一の基準は、次の各号に掲げる在職期間及び年齢の区分に応じ、当該各号に掲げる級及び号給とする。	以下 略
一 三年以上未満 一級二号給	一 三年以上未満 一級二号給
二 三年以上五年未満 二級一号給	二 三年以上五年未満 二級一号給
三 五年以上八年未満 二級二号給	三 五年以上八年未満 二級二号給

第十五條第四項又は第十六條第一項の規定により受ける期末手当又は勤勉手当の支給日は、国会議員の任期が満限に達した日又は衆議院が解散された日から七日以内とし、同条第二項の規定により受ける期末手当及び勤勉手当の支給日は、再び議員秘書に採用された日から二十日以内とする。ただし、その期間内に支給することができない特別の事情がある場合には、これを繰り下げるができる。

附則
この規程は、平成六年一月一日から施行する。ただし、第四條の改正規定は、平成五年 月 日から施行する。

この規程は、平成六年一月一日から施行する。ただし、第四條の改正規定は、平成五年 月 日から施行する。

この規程は、平成六年一月一日から施行する。ただし、第四條の改正規定は、平成五年 月 日から施行する。

この規程は、平成六年一月一日から施行する。ただし、第四條の改正規定は、平成五年 月 日から施行する。

四	八年以上十一年未満	二級三号給
五	十一年以上十四年未満	二級四号給
六	十四年以上十七年未満	二級五号給
七	十七年以上二十年未満	
イ	年齢四十九歳未満の場合	二級六号給
ロ	年齢四十九歳以上の場合	三級一号給
八	二十年以上二十三年未満	
イ	年齢四十九歳未満の場合	二級七号給
ロ	年齢四十九歳以上の場合	三級二号給
九	二十三年以上二十五年未満	
イ	年齢四十九歳未満の場合	二級八号給
ロ	年齢四十九歳以上の場合	三級三号給
十	二十五年以上	
イ	年齢四十九歳未満の場合	二級九号給
ロ	年齢四十九歳以上の場合	三級四号給

3 法第三条第三項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法別表第二の基準は、次の各号に掲げる在職期間及び年齢の区分に応じ、当該各号に掲げる級及び号給とする。

以下 略
(昇給期間)

2 法第八条第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める場合は、次の各号に掲げる級及び号給を受けている場合とする。

- 一 法別表第一の一級二号給、二級七号給及び三級二号給（法第三条第一項に規定する議員秘書が受けている場合に限る。）
- 二 法別表第一の一級一号給、二級八号給

21 法第三条第二項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法別表第二の基準は、次の各号に掲げる在職期間及び年齢の区分に応じ、当該各号に掲げる級及び号給とする。

以下 略
(昇給期間)

2 法第八条第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める場合は、次の各号に掲げる級及び号給を受けている場合とする。

- 一 法別表第一の一級二号給、二級七号給及び三級二号給

及び三級三号給（法第三条第二項に規定する議員秘書が受けている場合に限る。）
三 法別表第二の一級二号給及び三級四号給
給
(議員秘書に採用された者等の最初の昇給期間の短縮)

第三条 法第八条第二項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める期間は、法第五条から第七条までの規定により給料の級及び号給が決まった国会議員の秘書（以下「議員秘書」という。）の在職期間から当該給料の級及び号給に係る第一条第一項から第三項までに規定する基準の在職期間の最短の期間を控除して得た期間（法第五条及び第六条の規定により法別表第一の一級一号給及び法別表第二の一級一号給に決まった議員秘書並びに法別表第一の一級二号給に決まった法第三条第二項に規定する議員秘書にあつては、その者の在職期間）とする。

第三条の一 略

(給与の支給日)

第四条 略

2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法第十四条第四項、第十五条第四項又は第十六条第一項の規定により受ける期末手当又は勤勉手当の支給日は、国会議員の任期が満限に達した日又は衆議院が解散された日から七日以内

二 法別表第二の一級二号給及び三級四号給
給
(議員秘書に採用された者等の最初の昇給期間の短縮)

第三条 法第八条第二項の規定に基づき両議院の議長が協議して定める期間は、法第五条から第七条までの規定により給料の級及び号給が決まった国会議員の秘書（以下「議員秘書」という。）の在職期間から当該給料の級及び号給に係る第一条第一項及び第二項に規定する基準の在職期間の最短の期間を控除して得た期間（法第五条及び第六条の規定により法別表第一の一級一号給及び法別表第二の一級一号給に決まった議員秘書にあつては、その者の在職期間）とする。

第三条の一 略

(給与の支給日)

第四条 略

2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員の例による。ただし、法第十四条第四項、第十五条第四項又は第十六条第一項の規定により受ける期末手当又は勤勉手当については、国会議員の任期が満限に達した日又は衆議院が解散された日から七日以内とし、同条第二項の規定により受ける期末手当及び勤勉手当については、再び議員秘書に採用された日から二十日以内とする。

内とし、同条第二項の規定により受ける期末手当及び勤勉手当の支給日は、再び議員秘書に採用された日から二十日以内とする。ただし、その期間内に支給することができない特別の事情がある場合には、これを繰り下げることができる。

第五条以下 略

この規程は、平成六年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、平成五年月 日から施行する。

第五条以下 略

第一

国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程案要綱

資格試験

一 資格試験委員会の設置

国会に、政策担当秘書資格試験委員会（以下「資格試験委員会」という。）を置くこととする（第二条関係）。

二 資格試験委員会の所掌事務

資格試験委員会の所掌事務を定めることとし、その事務の一部を他の機関又は他の機関に属する者に委託することができることとする。資格試験委員会は、資格試験の計画を策定する場合に、あらかじめ、各議院の議院運営委員会に設置された秘書に関する諸問題を協議する機関（以下「秘書問題協議会」という。）の議を経なければならぬこととする（第三条関係）。

三 資格試験委員会の組織等

資格試験委員会の委員（以下「資格試験委員」という。）は、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長をもって充てることとする。また、同委員会に委員長を置き、資格試験委員の互選によって定めることとする（第四条関係）。

四 資格試験の種類等

資格試験は、第一次試験及び第二次試験に分けて実施することとし、第一次試験は、多岐選択式及び論文式による筆記の方法により行い、第二次試験は、口述の方法により行うこととする（第六条関係）。

五 受験資格

受験資格は、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び資格試験を実施する年度の末日までに大学を卒業する見込みの者並びに資格試験委員会がこれらの者と同等以上の学力があると認める者は、資格試験を受けることができることとする。ただし、次に掲げるものの一に該当する者は、この限りでないものとする（第七条関係）。

(一) 日本国籍を有しない者

(二) 禁治産者及び準禁治産者

(三) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終らない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(四) 公務員として懲戒免職の処分を受けた者

六 資格試験の実施

資格試験は、毎年一回行うこととし、政策担当秘書の採用が予想されない等の事情が認められる場合には、資格試験を行わないことができることとする（第八条関係）。

七 受験の申込み及び受験
資格試験委員会は、資格試験を受けようとする者が受験を申し込み、及び受験することについて必要な事項を定めることができることとし、資格試験を受けようとする者は、受験を申し込み、及び受験するに当たっては、資格試験委員会の定めに従わなければならないこととする（第十条関係）。

八 最終の合格者の決定等
資格試験委員会は、資格試験の成績を総合して得られた結果により、最終の合格者を決定することとし、その合格者を決定したときは、資格試験委員会が定める場所にその氏名を掲示して発表し、第二次試験を受験した者にその結果を通知しなければならないこととする。また、その合格者に合格証書を交付することとする（第十三条関係）。

第二

二 審査認定委員会の設置

各議院に、それぞれ、政策担当秘書選考採用審査認定委員会（以下「審査認定委員会」という。）を置くこととする（第十四条関係）。

一 審査認定委員会の所掌事務

審査認定委員会の所掌事務を定めることとし、その事務の一部を他の機関又は他の機関に属する者に委託することができることとする。また、審査認定委員会は、選考採用審査認定の計画を策定する場合には、あらかじめ、当該審査認定委員会の置かれた議院の秘書問題協議会の議を経なければならないこととする（第十五条関係）。

三 審査認定委員会の組織等

審査認定委員会は、委員長及び委員をもって組織することとし、審査認定委員会の委員長（以下「審査認定委員長」という。）は、当該

審査認定委員会の置かれた議院の事務局の事務総長をもって充てることとする。また、審査認定委員会の委員（以下「審査認定委員」という。）は、当該審査認定委員会の置かれた議院の法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び当該議院の事務局の事務総長が指名する者をもって充てることとする（第十六条関係）。

四 選考採用審査認定の方法

選考採用審査認定は、第二の五に掲げる要件の一に該当するものを証明する書類及び口述の方法により行うこととする（第十八条関係）。

五 選考採用審査認定を受けることができる者の要件

次に掲げるものの一に該当する者は、選考採用審査認定を受けることができることとする。ただし、第一の五に掲げるものの一に該当する者は、この限りでないものとする（第十九条関係）。

(一) 司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用一種試験若しくは外務公務員採用一種試験又は審査認定委員会が定める試験に合格していること。

(二) 博士の学位を授与されていること。

(三) 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員としての在職期間が通算して十年以上であり、かつ、専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等があること。

(四) 次のいづれかに該当し、かつ、第二の九に掲げる政策担当秘書研修を受講し、その修了証書の交付を受けていること。

イ 国会法第三十二条第一項に規定する秘書（以下「議員秘書」という。）として在職した期間が十年以上であること。

ロ 議員秘書として在職した期間が五年以上十年未満であり、かつ、当該期間と政党職員（国会議員が所属している政党の

職員をいう。の職務その他議員秘書の職務に類似するものとして審査認定委員会が認める職務に従事した期間とを合算した期間が十年以上であること。

六 選考採用審査認定の実施

選考採用審査認定は、毎年一回行うこととする。ただし、審査認定委員会が必要と認める場合は、臨時にこれを行うことができることとする（第二十条関係）。

七 選考採用審査認定の申請

選考採用審査認定の申請は、議員が行うものとする。審査認定委員会の定める手続に従って行わなければならないこととする（第二十一条関係）。

八 認定等

審査認定委員会は、能力、経験、資格等について一定の社会的評価を得ている者を政策担当秘書として採用するに相応しいものと認めた場合には、その旨の認定を行い、その結果を当該選考審査認定の申請をした議員及び当該選考採用審査認定を受けた者に通知しなければならないこととし、当該認定を受けた者に認定証書を交付することとする（第二十三条関係）。

九 政策担当秘書研修の実施

各議院の事務局は、政策担当秘書に必要な知識及び能力を付与するための研修（以下「政策担当秘書研修」という。）を毎年一回、国会の閉会中に実施することとする。ただし、その時期を変更し、又は臨時にこれを行うことができることとする。当該研修の計画を策定する場合には、あらかじめ、当該議院の秘書問題協議会の議を経ることとする（第二十四条関係）。

十 受講要件

政策担当秘書研修を受講できる者は、第二の五のイ又はロに該当する者（当該政策担当秘書研修後における最初の選考採用審査認定が行われる月においてイ又はロに該当する見込みの者を含む。）であることとする（第二十五条関係）。

認定が行われる月においてイ又はロに該当する見込みの者を含む。）であることとする（第二十五条関係）。

十一 受講の申請

政策担当秘書研修の受講の申請は、議員が行うものとする。当該申請をする場合には、第二の十に掲げる受講要件を有することについて、当該議員及びその議員の属する政党が証明する書類を提出しなければならないこととする（第二十六条関係）。

十二 修了試験及び修了証書の交付

各議院の事務局は、政策担当秘書研修の受講者について修了試験及びその可否の判定を行い、その結果を当該政策担当秘書研修の受講の申請をした議員及び当該政策担当秘書研修の受講者に通知しなければならないこととする。修了試験の合格者には修了証書を交付することとする（第二十七条関係）。

第三 資格試験の合格者及び選考採用審査認定者の登録等

一 登録
資格試験委員会は、資格試験の合格者を国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録することとし、審査認定委員会は、選考採用審査の認定を受けた者を国会議員政策担当秘書選考採用審査認定者登録簿に登録することとする（第二十八条関係）。

二 政策担当秘書の採用

国会議員は、政策担当秘書を採用する場合に、前記一の登録簿に登録された者のうちから採用しなければならないこととする（第三十条関係）。

第四 施行期日等

一 この規程は、平成五年 月 日から施行することとする。
二 第二の十に掲げるものの平成五年度における適用については、第二の十のうち、「当該

政策担当秘書研修後における最初の選考採用審査認定が行われる月」とあるのは、「平成六年一月」とすることとする。

国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程案

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、政策担当秘書資格試験に関する事項その他国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十二条第二項に規定する秘書（以下「政策担当秘書」という。）の採用に關し必要な事項を定めるものとする。

第二章 資格試験

（資格試験委員会の設置）

第二条 国会に、政策担当秘書資格試験委員会（以下「資格試験委員会」という。）を置く。
（資格試験委員会の所掌事務）

第三条 資格試験委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政策担当秘書に必要な知識及び能力を有するかどうかを判定する試験（以下「資格試験」という。）の計画を策定すること。
 - 二 資格試験を告知し、周知させること。
 - 三 受験の申込みを受理すること。
 - 四 資格試験を実施すること。
 - 五 資格試験の結果に基づいて合格者を決定すること。
 - 六 資格試験合格者登録簿を作成し、その写しを国会議員に交付すること。
 - 七 資格試験の実施に必要な事項について調査を行うこと。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、資格試験の実施に關する事務を処理すること。
- 2 資格試験委員会は、その事務の一部を他の機関又は他の機関に属する者に委託することができる。
- 3 資格試験委員会は、資格試験の計画を策定する場合に、あらかじめ、各議院の議院運営委員会に設置された秘書に關する諸問題を協議する機関（以下「秘書問題協議会」という。）の議を経なければならない。
- （資格試験委員会の組織等）

第四条 資格試験委員会の委員（以下「資格試験委員」という。）は、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長をもって充てる。

2 資格試験委員会に委員長を置き、資格試験委員の互選によってこれを定める。

3 資格試験委員会の委員長（以下「資格試験委員長」という。）は、会務を総理する。

4 資格試験委員長に事故があるとき又は資格試験委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する資格試験委員が、その職務を代理する。

5 資格試験委員会の庶務は、衆議院事務局及び参議院事務局において共同して処理する。

（資格試験に關する秘密）

第五条 資格試験に關する事務に従事する者は、資格試験に關する秘密その他その職務上知ることのできた秘密を細心の注意をもって保持しなければならない。

（資格試験の種類等）

第六条 資格試験は、第一次試験及び第二次試験に分けて実施する。

2 第一次試験は、多岐選択式及び論文式による筆記の方法により行う。

3 第二次試験は、口述の方法により行う。

4 第二次試験は、第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。

（受験資格）

第七条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び資格試験を実施する年度の末日までに大学を卒業する見込みの者並びに資格試験委員会がこれらの者と同等以上の学力があると認める者は、資格試験を受けることができる。ただし、次の各号の一に該当する者は、この限りでない。

一 日本国籍を有しない者
二 禁治産者及び準禁治産者
三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から二年を経過しない者
(資格試験の実施)
第八条 資格試験は、毎年一回行う。

2 資格試験委員会は、政策担当秘書の採用が予想されない等の事情が認められる場合には、資格試験を行わないことができる。この場合においては、資格試験委員会は、その旨を官報により告知しなければならない。
(資格試験の告知等)
第九条 資格試験委員会は、資格試験を行う場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を官報により告知しなければならない。

- 一 資格試験の名称
- 二 受験資格
- 三 資格試験の種類
- 四 資格試験の種目及び出題分野
- 五 資格試験の実施の時期及び場所
- 六 合格者の発表の時期及び方法
- 七 資格試験合格者登録簿からの政策担当秘書の採用方法
- 八 受験申込用紙の入手方法並びに受験申込書の提出の場所、時期及び手続その他必要な受験手続
- 九 前各号に掲げるもののほか、資格試験委員会が必要と認める事項

2 資格試験委員会は、資格試験を行う場合には、前項の規定により告知するほか、適切な手段により、同項各号に掲げる事項を周知させるよう努めるものとする。
(受験の申込み及び受験)
第十条 資格試験委員会は、資格試験を受けようとする者が受験を申し込み、及び受験するについて必要な事項を定めることができる。

2 資格試験を受けようとする者は、受験を申し込み、及び受験するに当たっては、前項の規定による資格試験委員会の定めに従わなければならない。
(受験の拒否等)
第十一条 資格試験委員会は、次に掲げる者については、当該資格試験を受けさせず、若しくは当該資格試験の実施の場所から退場を命じ、又は既に受けた当該受験を無効とすることができる。

- 一 不正の手段により資格試験を受け、又は受けようとした者
- 二 資格試験委員会の定め違反し、又は資格試験委員会の指示に従わない者
- 三 前二号に掲げるもののほか、資格試験の適正な実施を妨げた者

第十二条 資格試験委員会は、天災その他避けることのできない事故により資格試験の全部又は一部を受けることができなかった受験申込者がある場合には、当該受験申込者に対し、当該資格試験の全部又は一部を再実施することができる。答案等の判定資料の滅失等やむを得ない事情により合格者の適正な決定ができない場合の当該判定資料の滅失等に係る受験申込者に対しても、同様とする。

2 資格試験委員会は、前項の規定により資格試験を再実施する場合には、その旨及び受験に必要な事項を官報により告知し、又は当該受験申込者に必要な事項を通知しなければならない。
(最終の合格者の決定等)
第十三条 資格試験委員会は、資格試験の成績を総合して得られた結果により、最終の合格者を決定する。

2 資格試験委員会は、最終の合格者を決定したときは、資格試験委員会が定める場所にその氏名を掲示して発表するとともに、第二次試験を受験した者にその結果を通知しなければならない。

3 資格試験委員会は、最終の合格者に合格証書を交付する。
第三章 選考採用審査認定等
第一節 選考採用審査認定
(審査認定委員会の設置)
第十四条 各議院に、それぞれ、政策担当秘書選考採用審査認定委員会(以下「審査認定委員会」という。)を置く。

(審査認定委員会の所掌事務)
第十五条 審査認定委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 能力、経験、資格等について一定の社会的評価を得ている者を政策担当秘書として採用するに相応しいかどうかについての審査認定(以下「選考採用審査認定」という。)の計画を策定すること。

- 二 選考採用審査認定を議員に周知させること。
- 三 選考採用審査認定の申請を受理すること。
- 四 選考採用審査認定を行うこと。
- 五 審査認定者登録簿を作成し、その写しを国会議員に交付すること。
- 六 選考採用審査認定に必要な事項について調査を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、選考採用審査認定に関する事務を処理すること。

2 審査認定委員会は、その事務の一部を他の機関又は他の機関に属する者に委託することができる。
3 審査認定委員会は、選考採用審査認定の計画を策定する場合には、あらかじめ、当該審査認定委員会の置かれた議院の秘書問題協議会の議を経なければならない。
(審査認定委員会の組織等)
第十六条 審査認定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 審査認定委員会の委員長(以下「審査認定委員長」という。)は、当該審査認定委員会の置かれた議院の事務局の事務総長をもって充てる。

3 審査認定委員会の委員(以下「審査認定委員」という。)は、当該審査認定委員会の置かれた議院の法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び当該議院の事務局の事務総長が指名する者をもって充てる。

4 審査認定委員長は、会務を総理する。
5 審査認定委員長に事故があるとき又は審査認定委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する審査認定委員が、その職務を代理する。
6 審査認定委員会の庶務は、当該審査認定委員会の置かれた議院の事務局において処理する。
(選考採用審査認定に関する秘密)
第十七条 選考採用審査認定に関する事務に従事する者は、選考採用審査認定に関する秘密その他その職務上知ることのできた秘密を細心の注意をもって保持しなければならない。

(選考採用審査認定の方法)
第十八条 選考採用審査認定は、次条各号の一に該当するものを証明する書類及び口述の方法により行う。

(選考採用審査認定を受けることができる者の要件)
第十九条 次の各号の一に該当する者は、選考採用審査認定を受けることができる。ただし、第七条各号の一に該当する者は、この限りでない。
一 司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用一種試験若しくは外務公務員採用一種試験又は審査認定委員会が定める試験に合格していること。

二 博士の学位を授与されていること。
三 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員としての在職期間が通算して十年以上であり、かつ、専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等があること。

四 次のいずれかに該当し、かつ、第二十四条に規定する政策担当秘書研修を受講し、その修了証書の交付を受けていること。

（施計画等について）

報告 河野 國務大臣
質 疑 岡野 裕君(自) 一五分
喜岡 淳君(社) 二〇分

荒木 清寛君(公) 一〇分

吉田 之久君(民) 一〇分

林 紀子君(共) 一〇分

磯村 修君(改) 一〇分

日程第二 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 日本国憲法第八条の規定による議決案(衆議院送付)

日程第四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)
国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

平成五年五月七日印刷

平成五年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局